

農業委員会改革について

令和 2 年 5 月現在

農業委員会改革の内容 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 26 年 6 月 24 日改訂）	現 状															
<p style="text-align: center;">農業委員会改革の目的は、農業・農村の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになると思える改革とすることが必須 ・ また、農業委員会批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要 																
<p>1 市町村の独立行政委員会である農業委員会については、</p> <p>(1) その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする必要がある。</p> <p>(2) また、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動、事務局の業務の 3 つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するようにする必要がある。</p> <p>(3) このため、適切な人物が、透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにする必要がある。</p>	<p>改正農業委員会法で措置</p> <p>○ 改正農業委員会法が平成 28 年 4 月に施行。農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たせるよう、業務の重点化・農業委員の選出方法の変更・農地利用最適化推進委員の新設を実施。平成 30 年 10 月までに 1,703 の全農業委員会が新制度へ移行済。令和元年度から新制度 2 期目の改選が始まっている。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1026 2033 1273"> <thead> <tr> <th>全体</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度 (予定)</th> <th>R3 年度 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,703 委員会</td> <td>287 委員会</td> <td>1,187 委員会</td> <td>229 委員会</td> </tr> <tr> <td>(全体に対する割合)</td> <td>17%</td> <td>70%</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料：農林水産省調べ。</p>				全体	R1 年度	R2 年度 (予定)	R3 年度 (予定)	1,703 委員会	287 委員会	1,187 委員会	229 委員会	(全体に対する割合)	17%	70%	13%
全体	R1 年度	R2 年度 (予定)	R3 年度 (予定)													
1,703 委員会	287 委員会	1,187 委員会	229 委員会													
(全体に対する割合)	17%	70%	13%													

<p>2 農業委員会の業務については、</p>	
<p>○ 担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に重点を置くことを明確にする。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（6条：所掌事務）</p>
<p>○ 優良農地の確保の業務は強化することとし、農地転用違反事案について、権限を有する都道府県知事等に対して権限行使を求めることができることとする。</p>	<p>改正農地法で措置（52条の4：違反転用に対する措置の要請）</p>
<p>○ これらの業務に集中できるよう、法的根拠がなくても行える農業・農民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除する。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（6条：所掌事務）</p>
<p>3 農業委員の選出方法については、</p>	
<p>○ 適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（8条、9条：委員の任命）</p> <p>○ 推薦・公募は、1,703の全農業委員会で実施され、26,805人の応募があった（このうち農業者・農業団体等から推薦されたものが18,746人（81%）、自薦での応募が4,549人（20%））。市町村長は、この中から議会の同意を得て23,277人（87%）の農業委員を選任。</p> <p>※1 推薦・自薦の人数は、同一人が推薦・自薦の両方に該当する場合があるため、合計値が一致しない。</p> <p>※2 新制度1期目の状況</p>

○ 人数は、①委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし、
 ②過半は認定農業者の中から選任するとともに、③利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとするなど、業務が公正・的確に行えるようにする。
 また、④女性・青年農業委員を積極的に登用する。

改正農業委員会法で措置（8条：委員の任命）

○ 全農業委員会（1,703委員会）が新制度に移行した平成30年10月時点で委員数を比較すると次のとおり。

	旧制度	新制度
農業委員数①	35,060人【100%】	23,277人【66%】
認定農業者数	10,311人（29%）	12,103人（52%）
中立委員数	一人（-%）	1,944人（8%）
女性委員数	2,655人（8%）	2,758人（12%）
50歳未満の委員数	1,323人（4%）	1,909人（8%）
推進委員数②	一人【-%】	17,840人【-%】
計＝①＋②	35,060人【100%】	41,117人【117%】

※1 資料：全国農業会議所及び農林水産省調べ。

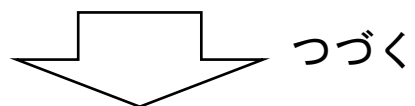
※2 表中の【 】書きは旧制度と新制度との比較割合を、（ ）書きは、農業委員数に占める割合をそれぞれ表す値。

○ これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。

改正農業委員会法で措置（8条：委員の任命）

<p>○ 農業委員が責任ある判断ができるよう、報酬水準の引上げを検討するものとする。その際、他の農業関係団体に対する事務費補助の見直しを行う。</p>	<p>○ 農業委員会の農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進し、委員報酬に上乘せして支払うため、平成 28 年度予算から新制度に移行した農業委員会の委員の報酬の財源となる農地利用最適化交付金を措置。(委員 1 人当たり月額平均 3 万円を 4.5 万円程度とすべく予算措置)</p> <p style="text-align: center;">農地利用最適化交付金執行額の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H28 年</th> <th>H29 年</th> <th>H30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">434 百万円</td> <td style="text-align: center;">1,747 百万円</td> <td style="text-align: center;">2,817 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※資料：農林水産省調べ</p> <p>○ 報酬条例の整備率が 5% (平成 29 年 1 月末) と低い水準にあったことから、総務省と連携してその整備を促した結果、令和元年 12 月末で整備率は 59% となり整備予定を含めると 71%。</p>	H28 年	H29 年	H30 年	434 百万円	1,747 百万円	2,817 百万円
H28 年	H29 年	H30 年					
434 百万円	1,747 百万円	2,817 百万円					
<p>4 農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化 (担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進) や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員 (仮称)」を置く。</p>	<p>改正農業委員会法で措置 (17 条：農地利用最適化推進委員の委嘱)</p> <p>○ 全 1,703 農業委員会のうち農地利用最適化推進委員の委嘱を行った農業委員会は 1,355 委員会 (80%) で、委嘱された推進委員は 17,840 人。これに農業委員数 23,277 人を合わせると 41,117 人となり、旧制度下の農業委員数 35,060 人に比べて 17% 増。</p>						
<p>○ 農地利用最適化推進委員 (仮称) は、農業委員会が委嘱することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。</p>	<p>改正農業委員会法で措置 (17 条：農地利用最適化推進委員の委嘱、19 条)</p> <p>○ 推進委員の委嘱を行った 1,355 委員会の全てで推進委員の推薦・公募が行われ、19,510 人の応募があった。農業委員会ではこのうち 17,840 人 (91%) の推進委員を委嘱。このうち農業団体等からの推薦によるものが 14,525 人 (81%)、自薦での応募が 3,322 人 (19%)。</p> <p>※ 新制度 1 期目の状況</p>						

<p>○ 人数は、農地利用調整の単位となる地域の数に応じて適宜とし、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。</p>	<p><u>改正農業委員会法で措置</u>（18条：推進委員の委嘱、政令8条：定数の基準、25条：推進委員の報酬等）</p> <p>○ 定数の基準：農業委員会の区域内の農地面積100haに1人の割合で配置できることとした。</p> <p>○ 平成28年度から農地利用最適化交付金を措置し、農地利用最適化推進委員等の活動及び成果実績に応じて報酬を上乗せして支給。</p>
<p>5 農業委員会の事務局については、事務局員の人事サイクルの長期化を図るなど、事務局体制を強化する。</p>	<p>○ 都道府県農業委員会ネットワーク機構は、事務局職員の能力向上のための研修等を実施。</p>



6 以上を前提に、それぞれの農業委員会が、市町村農業部局、都道府県、農地中間管理機構等との密接な連携の下に、主体性をもって積極的に活動するようにする。

改正農業委員会法で措置（6条：所掌事務、7条：農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

○ 新制度へ移行した全1,703委員会のうち令和元年12月末現在で農地等の利用の最適化の推進に関する指針（推進目標や方法）を作成し公表した委員会は1,381委員会（81%）。その他の委員会は現在作成・公表に向けて準備中。

改正農地バンク法で措置（26条3項：話し合いへの参加と円滑な実施への協力）

○ 令和元年の農地バンク法の改正において、農業委員会の話し合いへの参加と円滑な実施に必要な協力を行うことを明確化。

○ 改正農地バンク法の説明と併せて、農業関係団体と農業委員会の連携と農業委員会の役割について周知。

○ 農地中間管理機構との連携状況については、次のとおり。

① 令和元年度は、農地バンク法改正を踏まえ、都道府県段階においても都道府県を中心に都道府県農業会議、JA、土地改良区等関係機関の連携を強化するよう周知。

② モニター調査（農業委員72名、推進委員18名を対象）の結果
農業委員会と機構との連携についての回答

	H29年1月時点	H30年2月時点	H31年3月時点
深まっている	41名(47%)	55名(62%)	43名(49%)
深まってない	46名(53%)	33名(38%)	45名(51%)

※1 資料：農林水産省調べ。

※2 H29年1月時点については1名無回答。

※3 H31年3月時点については2名無回答。

③ 遊休農地に関する利用状況調査、利用意向調査の実施状況

	H27年 (H28.7末)	H28年 (H30.3末)	H29年 (H30.12末)	H30年 (R2.1末)
利用状況調査	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%
利用意向調査	93.0%	99.9%	99.9%	99.9%

※1 資料：農林水産省調べ。

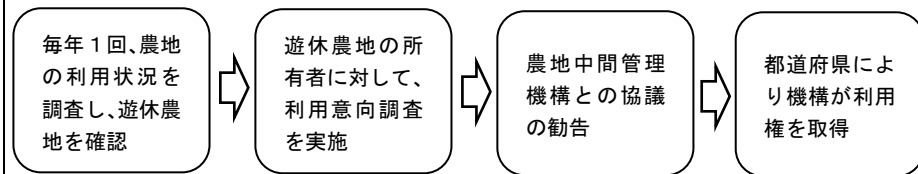
※2 表中の（ ）内は、調査年後の取りまとめ時点を標記。

④ 遊休農地解消実績

H28年度	H29年度	H30年度
20,544.6ha	7,537.8ha	7,369.9ha

※資料：市町村農業委員会が公表した「農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況」の数値を取りまとめたものであり、調査時点が異なる等から、他の調査結果とは一致しない場合がある。

(参考) 遊休農地対策のスキーム

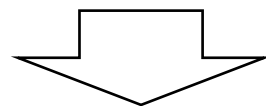


(参考) 直近3カ年の勧告実績

H29年	H30年	H31年
476件 (88ha)	450件 (74ha)	436件 (70ha)

※件数及び面積は、各年1月1日時点で勧告が継続しているもの。

<p>7 都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の連絡・調整 ・ 農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業 ・ 農地利用最適化の優良事例の横展開 ・ 法人化の推進 ・ 法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援 ・ 新規参入の支援 <p>等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（42条：指定, 43条：業務）</p> <p>○ 都道府県農業会議、全国農業会議所ともに、改正農業委員会法に基づく指定を受けて、平成28年4月から農業委員会ネットワーク機構として事業開始。</p>
--	--



つづく（農業委員会の取組事例）

※農業委員会の取組事例

令和2年度末までの人・農地プランの実質化に向けて、農業者への調査や話し合いへの参加などに積極的になってきている農業委員会が出てきているところ。

都道府県	農業委員会	活動内容
岐阜県	大垣市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・プランを継続的に見直す素地としてJA支店単位（20地区）で検討会を設置。 ・令和2年度末までの実質化に向け、令和元年度にアンケート調査を実施。 令和2年度に事務局で調査結果を地図化し、話し合いの研修を受講した農業委員・推進委員が地域の話し合いに参加し、地図を活用しながら、活発な話し合いを進める。（令和元年10月に工程表を公表）
広島県	三次市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から、地域の声を反映するための円滑な話し合いの手法の研修を農業委員・推進委員が受けたことで、委員の話し合いへの関与が以前より積極的となり、農業者への呼びかけも活発に行い話し合いへの参加者が増加。 ・令和2年度末までの実質化を目指し、意向調査を反映した地図を基に話し合いを実施中。（令和元年12月に工程表を公表）
鹿児島県	湧水町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度から最適化交付金を活用しながら、農業委員・推進委員が農家への戸別訪問による意向調査を実施。 ・令和元年度から委員の話し合いへの参加が積極的となり、令和2年度末までの実質化を目指し、調査結果を基にした地図を活用した話し合いを実施中。（令和元年12月に工程表を公表）
茨城県	桜川市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・元銀行員であった推進委員が、研修会で知識を得「せっかくのいい制度があるのに知らない農家が多い。」との思いから、説明会を企画。 ・農地の耕作者や地権者を地図上で色分けし、独自のアンケートの実施と併せ、地域の話し合いで活用し、農地の集積・集約化の成果を上げている。
長崎県	長崎市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の農業士の認定を受けた女性の推進委員が、女性の農業への関わり方や農家の後継者不足を解消するための婚活支援など、女性ならではの視点を生かし活動を行っている。
熊本県	錦町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員と農地バンクの駐在員とで連携を図りながら、農地所有者や貸借人への農地利用の手続き等について理解してもらうため戸別訪問を実施。